

令和4年度第5回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月29日(水) 18:30~19:30
- 2 開催場所 旭川市役所総合庁舎 議会棟第2委員会室 (旭川市6条通9丁目)
- 3 出席者 **【委員】** 11名  
石塚委員, 大野委員, 帯川委員, 葛西委員, 田中(紀)委員, 田中(弘)委員,  
土川委員, 堤委員, 中田委員, 松林委員, 武藤委員  
**【事務局】** 7名  
幾原雪対策担当部長  
澤渡土木部次長(土木事業所長)  
(雪対策課) 時田課長, 高垣課長補佐, 熊澤課長補佐, 伊藤課長補佐, 村形主査
- 4 欠席者 **【委員】** 4名  
飯野委員, 上田委員, 斎藤委員, 中込委員
- 5 傍聴者等 傍聴者1名, 報道記者1名
- 6 議 事 (1) 会長及び副会長の選出について  
(2) 会議の運営について  
(3) 旭川市雪対策審議会について  
(4) (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案に対する意見等の募集の結果について
- 7 資 料 次第  
資料1 会議の運営について  
資料2 旭川市雪対策審議会について  
資料3 雪対策を推進する条例の審議経過について  
資料4 (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方  
資料5 条例案の名称について  
資料6 他自治体の雪に関する条例の名称  
参考資料1 雪対策を推進する条例について「答申書」  
参考資料2 (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案  
参考資料3 (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案について
- 8 会議録(要点) 別紙のとおり

## 会議録（要点）

### 1 開会

事務局が司会進行。

委員15名のうち本日の出席委員数が11名で過半数を超えており、本審議会が成立していることを報告。

### 2 雪対策担当部長挨拶，委員紹介及び事務局紹介

雪対策担当部長より挨拶の後，五十音順に委員を紹介。その後事務局を紹介。

### 3 議事（1）

事務局進行のもと，会長及び副会長を互選により選出した。議事進行は次のとおり。

#### 【事務局】

旭川市雪対策審議会条例第4条により，委員の互選により会長及び副会長を選出することとなる。委員の皆様から推薦をお願いしたい。

#### 【委員】

事務局案があれば提案願いたい。

#### 【事務局】

改選前からの継続案件として雪対策を推進する条例の審議があることから，前任期と同様，会長を大野委員に，副会長を葛西委員をお願いしたいが，いかがか。

#### 【各委員】

異議なし

#### 【事務局】

では，会長に大野委員，副会長に葛西委員を選出いただいたので，会長席，副会長席に移動願いたい。

※着席後，会長，副会長から挨拶

### 4 議事（2）

会長の進行のもと，資料1に基づき事務局から説明後，審議会の公開，傍聴者及び会議録の取扱いについて審議した。議事進行は次のとおり。

#### 【会長】

事務局から，会議の公開，傍聴，会議録について説明，事務局案の提示がありましたが，このような形で取り扱うことに御異議はありますか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【会長】

異議なしとのことですので，今後このように進めていきます。

本日，傍聴者がいましたら，案内してください。

#### 【事務局】

※傍聴者1名，報道記者1名を案内

## 5 議事（3）

会長の進行のもと、資料2に基づき、審議会の概要やこれまでの経過、今後の審議スケジュールについて事務局から説明。議事進行は次のとおり。

### 【会長】

今後の審議スケジュールについては、アクションプログラムに基づいた計画管理と（仮称）旭川市雪対策基本条例案の審議の大きく2つの柱があり、前者は取組の評価検証、課題の検討、課題解決に向けた取組の検討の流れで、条例案は秋口の制定に向け審議し、条例の施行後には、取組を評価検証するプロセスを進めていくとの説明でした。

皆さん、御意見・御質問はありますか。

### 【各委員】

※意見・質問なし。

### 【会長】

雪対策基本計画の計画管理と条例の審議の2本柱を進めていくこととなります。後日もし確認したいことがありましたら、事務局まで御意見をお寄せください。

## 6 議事（4）

会長の進行のもと、資料3、4及び参考資料1～3に基づき、雪対策を推進する条例の検討経過と整理された骨子案の内容、骨子案に対する意見提出手続の結果、今後のスケジュールについて事務局から説明があった。議事進行は次のとおり。

### 【会長】

今の説明で、確認したい点などはありますか。

### 【委員】

今後のスケジュールにある条例案の審議とは、市議会での審議ではなく、あくまでも雪対策審議会での審議になるんですね。

### 【事務局】

骨子案として取りまとめていただいた内容を元に、市内部の調整を経ながら条文作成の作業を進めていきますが、議会提案の前に条例案を提示し、審議いただきたいと考えています。

### 【会長】

その後は資料2にあるとおり、条例に関する取組の報告や、評価検証、課題の検討を行っていくということですか。

### 【事務局】

どのような課題が出てくるか分かりませんし、来年度に実施できることは限られているかもしれませんが、条例による取組で何か課題などが出てくれば、皆さんに議論していただくこととなります。そうではなく、主に除排雪の課題に対して審議していただくことになるかもしれませんし、その時点で何が課題になっているかによって変わってくると思われまます。

### 【会長】

条例については、今後内容の検討に入っていくこととなります。本日は審議経過等事務局から説明を受け、共通認識を持ったということで進めたいと思います。

## 7 その他

会長の進行のもと、骨子案から条例案の作成を進めるに当たり名称を再検討することについて事務局から説明があり、名称への考え方とその理由を4月10日までに事務局に送付することとなった。進行は次のとおり。

### 【会長】

事務局から、条例の名称について、回答表に名称やキーワードを記載するか、または骨子案の名称のままがいいか、理由も一緒に回答してくださいということでしたが、皆さんから御意見御質問等ございますか。

### 【委員】

条例をつくってもなかなか市民の方はピンとこないもので、周知するなら、もう少し細かく、やわらかな名前にしたほうがいいんじゃないかなと思います。ですから、ちょっと長くなると思いますが考えて提出したいと思います。

### 【会長】

資料5では条例の名称の基本原則が書かれていて、「簡潔であると同時にその内容をできるだけ正確に表現するという要請を満たすもの」が条件になっていると記されています。これまでの審議会の議論で、オリジナリティある条例の名称をつけず、旭川市の雪対策を総称する名称として（仮称）旭川市雪対策基本条例ではどうかという経過があったと思います。それだったら味気ないと言うのであれば、どのような名称が良いのか資料6のいろいろな自治体の名称を参考にして御意見をいただきたいという事務局からの話でした。法的な基本原則を外さない程度で、また市民に周知啓発する上で分かりやすい明確な条例にしていきたいということでしたので、ぜひ御提出をお願いしたいと思います。

事務局より、報酬の支払いに関して及び、次回審議会を5月中旬以降に開催を予定しており、後日調整表を送付することを説明。会長より、日時や開催方法について会長と事務局に一任願うこと、各委員への連絡は事務局が行うことが説明された。

## 8 閉会

### 【会長】

以上で令和4年度第5回雪対策審議会を閉会します。